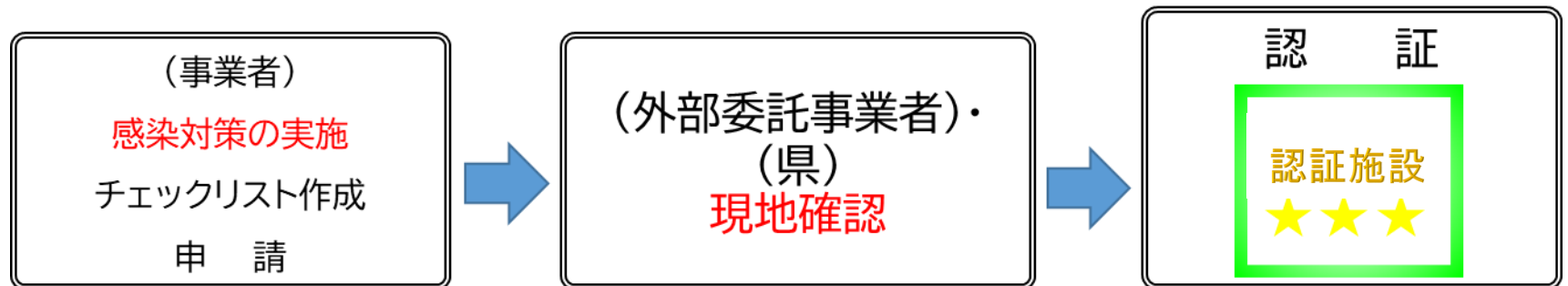


感染防止等を行う宿泊施設の認証制度の創設

- ガイドラインに沿った感染防止対策を実施する宿泊施設を**県が認証**
 - 対 象：旅館業法に基づく営業の許可を受けた**宿泊施設**
(旅館・ホテル、簡易宿所など742施設)
 - 認証基準：業種別ガイドラインの考え方を基に県の専門家の意見も踏まえ策定
- **6月初旬を目処**に認証制度を開始
- 奈良のお宿の「**安全・安心**」を認証制度で推進
- 認証のフロー



感染防止等を行う宿泊施設の認証制度の創設

- 認証取得に向けた**感染防止対策の強化等支援補助金**を県が支給
 - 補助対象経費の3/4（上限額については調整中）
（国の補助は1/2対象、県が独自で1/4上乘せ）
- 対象：**旅館業法**に基づく営業の許可を受けた宿泊事業者
- 条件：感染防止対策の認証取得に取り組むこと
- 補助対象経費：
 - (1)感染症対策に資する物品の購入等
 - ・感染症対策に要するサーモグラフィ等の必需品の導入費用
 - ・感染症対策の専門家による検証費用 等
 - (2)前向き投資に要する経費
 - ・非接触チェックインシステムの導入 等